

中央薬局嬉野店	嬉野市嬉野町大字下宿乙二一八七番	地四
溝上薬局大町店	杵島郡大町町大字大町八八六三番地	地四
セントケア訪問看護ステーション佐賀	佐賀市下田町一番一三号	平成一九・一一・一

●佐賀県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する

同法第五十条の二の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があつた。

平成二十年三月十四日

名 称	所 在 地	廢止年月日
伊藤整骨院	唐津市唐房四丁目四八四九番地一三	平成二〇・一・五

●佐賀県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する

同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成二十年三月十四日

名 称	所 在 地	指定年月日
おおた整骨院	佐賀市城内一丁目九番一五号西の門ビル一〇二	平成二〇・二・六

●佐賀県告示第百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

出があつた。
平成二十年三月十四日

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
福祉用具貸与	有限会社キシカワ	西松浦郡有田町本町丙八六〇番地	平成一九・一〇・三一

●佐賀県告示第百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年三月十四日

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
福祉用具貸与	有限会社キシカワ	西松浦郡有田町本町丙八六〇番地	平成一九・一〇・三一

●佐賀県告示第百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条及び第二百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年三月十四日

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
通所リハビリテーション及び介護予防通所 リハビリテーション	通所リハビリテーション ショーンありあけ	杵島郡白石町大字戸ヶ里一八 三一一番地一八	平成二〇年三月一日

●佐賀県告示第百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川康

名 称	所 在 地	廢止年月日
指定居宅介護支援事業所 ありあけ	杵島郡白石町大字戸ヶ里一八三一番地一八	平成二〇〇年三月一日

●佐賀県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十四日から平成二十年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川康

県道 及び路線名		道路の種類 及び路線名		区間	道路の 変更前	幅員 メートル	延長 メートル	区域
前	後	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地					
一〇・四	二六・八	一八〇〇番一地先から 森一六三一番一地先まで	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地	二八・五	七三八・〇	古川康
佐賀市金立町大字薬師丸字榮地	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地	一八〇〇番一地先から 森一六三一番一地先まで	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地	一一・四	七三八・〇	古川康

●佐賀県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十四日から平成二十年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 薬師丸佐賀停 車場線	佐賀市金立町大字薬師丸字榮地一八〇〇番一地 先から 佐賀市金立町大字薬師丸字榮地一八〇〇番一地 地先まで	平成二〇・三・一四

●佐賀県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十四日から平成二十年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	区 間 の 変 更 前	幅 員 メー トル	延 長 メー トル	域
小城市芦刈町道免字桐籠九五〇番二地先から	後	一四・八	八・五	一一一・一一	小城市芦刈町道免字桐籠九五〇番二地先から
小城市芦刈町道免字黒木籠六六四番地先まで	前	一〇・八	七・一一	一一一・一一	小城市芦刈町道免字黒木籠六六四番地先まで
一般国道四四四号					一般国道四四四号

○公示

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定期款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成20年4月28日まで「さが元気ひろば」（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成20年3月14日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四四四号	小城市芦刈町道免字桐籠九五〇番二地先から	平成20・11・11
	小城市芦刈町道免字黒木籠六六四番地先まで	

●佐賀県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次とのおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月十四日から平成二十一年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日 平成20年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人 佐賀げんき会
 - (2) 代表者の氏名 松田 孝
 - (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県小城市小城町自在303番地6
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は精神障害者及びその家族に対して、社会復帰作業所、グレー
ーム等の運営事業を行い、市民の力で精神保健福祉の向上を目指し、
同時にまちづくりの推進を図り、佐賀県が住み良い県となることをめざす。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、平成十九年度に貸し付ける佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徵収の事務を次の者に委託した。

平成二十年三月十四日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、平成20年3月7日波多津土地改良区の解散を認可した。

平成20年3月14日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人大和町春日土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨届出があった。

平成20年3月14日

佐賀県知事 古川康

佐賀県教育委員会
委員長 安永宏

役職名	氏名	住所	就任年月日
清算人	大坪 五郎	佐賀市大和町大字久池井470番地	平成20年1月16日
"	野口 卓己	" " "	15/4番地 1 "
"	中牟田正人	" " "	18/4番地 "
"	大石 正明	" " "	918番地 1 "

建築基準法（昭和25年法律第201号）第13条第1項の規定により建築協定を次のとおり認可した。

なお、当該認可に係る建築協定書は、佐賀県県土づくり本部

平成20年3月14日

佐賀県知事 古川康

1 認可年月日及び番号 平成20年3月3日 佐賀県指令19建第010025号

乙 諮司對蒙 小城本詞通引建築協定

代の者に反し云ふ 小城川小城町155番地八頭町 時

5 建築協定区域の面積 11,208.7平方メートル

佐賀県知事 古川康

○ 教育委員会事項

○佐賀県教育委員会告示第二号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第四条第一項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第二百 十七号	重第二百 十六号	重第二百 十五号	重第二百 十四号	重第二百 十三号	重第二百 十三号
佐賀県重要文 化財 (考古資料)	佐賀県重要文 化財 (考古資料)	佐賀県重要文 化財 (工芸品)	佐賀県重要文 化財 (彫刻)	佐賀県重要文 化財 (彫刻)	佐賀県重要文 化財 (彫刻)
式土器	平原遺跡出土並木	藤木遺跡出土四葉	色絵唐獅子牡丹文 十角皿	木造大日如來坐像 (附) 大日如來由 来記 一卷	木造大日如來坐像 (附) 女神像 (和 装) 一軀
三点	一面	一枚	木札 六枚	木札 六枚	木札 六枚
佐賀県立博物館	佐賀市城内一丁目 一五番二三号	鳥栖市宿町一一 八	西松浦郡有田町戸 杓乙三二一〇〇一 佐賀県立九州陶磁 文化館	佐賀市久保泉町川 久保四三六五	佐賀市城内一丁目 二五番二三号
佐賀県教育委員会	鳥栖市教育委員会	佐賀県立九 州陶磁文化 館	佐賀県立九 州陶磁文化 館	彦嶋神社	

●佐賀県教育委員会印第III号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十一号）第四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる佐賀県重要文化財に中欄に掲げる文化財を追加して規定するものとし、その名称及び員数を改めて同表下欄に掲げる。

平成二十年三月十四日

佐賀県重要文化財

佐賀県教育委員会
委員長 安 永 宏

上 欄	中 欄	下 欄			
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	名称及び員数	所在地	所有者
星巖寺楼門 一棟	昭和四十年 佐賀県教育 委員会告示 第三回	(附) 棟札 (嘉 永五年の銘あり) 一枚	星巖寺樓門一棟 (附) 棟札 (嘉 永五年の銘あり) 一枚	小城市小城 町畠田川一 町	星巖寺

○ 譲渡廻用料額の算定

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の收支に関する報告書について、日本共産党佐賀県委員会から平成20年2月21日に訂正の報告があったので、平成19年9月28日付け佐賀県公報で公表した政治団体の收支に関する報告書の要旨（平成18年分）の一部を次のとおり訂正する。

平成20年3月14日

佐賀県選舉管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

総括表の日本共産党佐賀県委員会の項中

「 5,730,000 51,751,059 」 を
「 2,000,000 55,481,059 」 に改める。

4. 借入金の内訳の表中

日本共産党佐賀県委員会	松石信男	1,000,000
日本共産党中央委員会	平野邦夫	1,000,000

5. 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の表中

日本共産党佐賀県委員会	日本共産党中央委員会	48,825,014	東京都渋谷区
-------------	------------	------------	--------

「 日本共産党佐賀県委員会 日本共産党中央委員会 52,555,014 東京都渋谷区 」 に改める。

9. 資産等の内訳の表中

政治団体の名称	日本共産党佐賀県委員会
---------	-------------

1 動産 (品目)	(数量)	(取得の価格)	(取得年月日)
1 資料棚	1台	1,999,200円	昭和60年3月30日
2 借入金 (借り入れ先)		(借入残高)	を
松石信男		1,000,000円	
日本共産党中央委員会		3,730,000円	

平野邦夫 1,000,000円
平林美恵子 1,000,000円
釣宮三也子 1,000,000円
」

政治団体の名称	日本共産党佐賀県委員会
---------	-------------

1 動産 (品目) (数量) (取得の価格) (取得年月日)
資料棚 1台 1,999,200円 昭和60年3月30日
」

改める。

2

申購
込読
先料

一か年三一、二〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十
年三月十四
日印刷及び
佐賀県知事
古川康行
発行者

印刷定日
毎週月水金曜
株古川総合印刷
再生紙を使用しています。